

議 案 第 35 号

まちづくり用地活用事業審査委員会条例の制定について

まちづくり用地活用事業審査委員会条例を別紙のように定める。

平成25年12月3日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

まちづくり用地活用事業に係る契約の相手方を選定するに当たり、市長の附属機関を設置するため。

まちづくり用地活用事業審査委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、まちづくり用地活用事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、市長の諮問に応じ、まちづくり用地（松戸市東松戸二丁目5番1の土地をいう。）の活用事業に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 二段階一般競争入札（買受けを希望する者から土地の利用等に関する企画提案を求めた上で、これを審査し、当該審査を通過した者により行う一般競争入札をいう。）に関し、買受けを希望する者が提出した企画提案書について、市があらかじめ設定した開発条件との適合性を審査し、その結果を市長に報告すること。
- (2) 契約締結後、買受人から企画提案書の記載内容に関し、重大な変更の承認申請があった場合において、当該変更の内容について審査を実施し、市長に対して意見を提出すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員5人以上9人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 本市の職員

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 審査委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第8条 審査委員会は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の専門的知識を有する者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

まちづくり用地活用事業審査委員会委員	日額 8,500円
--------------------	-----------

